第二十七条の十二の五第十項中「月別移転給与等支給額」を「月別移転教育訓練費の額」に、「移転給与等支給額を」を「移転教育訓練費の額を」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第九項中「の規定」を「又は第二項の規定」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「比較教育訓練費の額」に、「第四十二条の十二の五第三項第六号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と前事業年度等の月数とが異なる場合には、第五項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は第六項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額）」を「第四十二条の十二の五第三項第八号の教育訓練費の額」に、「給与等支給額（」を「教育訓練費の額（」に、「国内新規雇用者に対する給与等の支給額（」を「同条第一項第二号に規定する教育訓練費の額（」に、「国内新規雇用者に対する給与等の支給額」を「教育訓練費の額」に改め、同項イ中「現物分配」を「法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）」に、「移転給与等支給額」を「移転教育訓練費の額」に改め、同号ロ中「移転給与等支給額」を「移転教育訓練費の額」に改め、同項第二号中「給与等支給額に」を「教育訓練費の額に」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「月別給与等支給額」を「月別教育訓練費の額」に、「給与等支給額を」を「教育訓練費の額を」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項中「の規定」を「又は第二項の規定」に、「第十二項」を「第十七項」に、「同条第三項第六号」を「同条第三項第八号」に、「新規雇用者比較給与等支給額（第九項）を「比較教育訓練費の額（第十四項）」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「比較教育訓練費の額」に、「給与等の支給額（当該適用年度の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。第九項において「前事業年度等」という。）の月数とが異なる場合には、第五項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は前項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額）」を「教育訓練費の額」に、「給与等支給額（法人」を「教育訓練費の額（法人」に、「国内新規雇用者に対する給与等の支給額（」を「同条第一項第二号に規定する教育訓練費の額（」に、「国内新規雇用者に対する給与等の支給額」を「同号に規定する教育訓練費の額」に改め、同項第一号中「（法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立の日をいう。以下この条において同じ。）」及び「（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間）」を削り、「次号及び第九項第二号」を「以下第十七項まで」に、「給与等支給額に」を「教育訓練費の額に」に、「月別給与等支給額」を「月別教育訓練費の額」に改め、同項第二号中「給与等支給額に」を「教育訓練費の額に」に、「月別給与等支給額」を「月別教育訓練費の額」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項の次に次の五項を加える。

7　法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する政令で定めるものは、法人の同項第二号に規定する国内雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当する者に限るものとし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者を除く。第一号及び第二号において「国内雇用者」という。）のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　適用年度（法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する適用年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該前日を含む連結事業年度とし、当該前日を含む事業年度が設立の日（同項第一号に規定する設立の日をいう。以下この条において同じ。）を含む事業年度に該当する場合には当該設立の日から当該事業年度終了の日までの期間とする。以下この号及び次号において「前事業年度等」という。）の月数とが同じ場合　当該法人の国内雇用者として当該適用年度及び当該前事業年度等の期間内の各月分の当該法人の給与等の支給を受けた者

二　適用年度の月数と前事業年度等の月数とが異なる場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　前事業年度等の月数が適用年度の月数に満たない場合　当該法人の国内雇用者として当該適用年度の期間及び当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度とし、設立の日以後に終了した事業年度又は連結事業年度に限る。イにおいて「前一年事業年度等」という。）の期間（当該開始の日から起算して一年前の日又は設立の日を含む前一年事業年度等にあつては、当該一年前の日又は当該設立の日のいずれか遅い日から当該前一年事業年度等の終了の日までの期間。第九項第二号において「前一年事業年度等特定期間」という。）内の各月分の当該法人の給与等の支給を受けた者

ロ　前事業年度等の月数が適用年度の月数を超える場合　当該法人の国内雇用者として当該適用年度の期間及び前事業年度等特定期間（当該前事業年度等の期間のうち当該適用年度の期間に相当する期間で当該前事業年度等の終了の日に終了する期間をいう。）内の各月分の当該法人の給与等の支給を受けた者

8　法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する政令で定める金額は、同項第九号に規定する雇用者給与等支給額のうち同項第四号に規定する継続雇用者（次項各号において「継続雇用者」という。）に係る金額とする。

9　法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　第七項第一号に掲げる場合　法第四十二条の十二の五第三項第五号の法人の第七項第一号に規定する前事業年度等に係る給与等支給額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同条第三項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等の法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する支給額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号に規定する支給額）をいう。以下この項及び第十七項第一号において同じ。）のうち継続雇用者に係る金額

二　第七項第二号イに掲げる場合　法第四十二条の十二の五第三項第五号の法人の第七項第二号イに規定する前一年事業年度等に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前一年事業年度等の前一年事業年度等特定期間に対応する金額に限る。）の合計額に同号イの適用年度の月数を乗じてこれを前一年事業年度等特定期間の月数の合計数で除して計算した金額

三　第七項第二号ロに掲げる場合　法第四十二条の十二の五第三項第五号の法人の第七項第二号ロの前事業年度等に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前事業年度等の同号ロに規定する前事業年度等特定期間に対応する金額に限る。）

10　法第四十二条の十二の五第三項第七号に規定する政令で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める費用とする。

一　法人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下この項において「教育訓練等」という。）を自ら行う場合　次に掲げる費用

イ　当該教育訓練等のために講師又は指導者（当該法人の役員又は使用人である者を除く。）に対して支払う報酬その他の財務省令で定める費用

ロ　当該教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用その他これに類する財務省令で定める費用

二　法人から委託を受けた他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該法人の国内雇用者に対して教育訓練等を行う場合　当該教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用

三　法人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合　当該他の者に対して支払う授業料その他の財務省令で定める費用